度会町電気自動車充電設備設置事業　特記仕様書

この仕様書は、度会町（以下「本町」という。）において、令和８年度に発注する度会町電気自動車充電設備設置事業に関する「電気自動車用充電器設置事業」の仕様について定めるものとする。

１．普通充電器の仕様

（１）概要

普通充電器とは、単相 200Ｖ交流電力を電気自動車用の電力・通信混合ケーブルを介し、車両からの指示に従い、車両内の電池に対し充電を行う装置並びに標準装備品であること。

定格出力５ｋW以上の充電器とし、すべてスタンドタイプとする。

（２）構造

ア 野外閉鎖自立型（チャンネルベースを含む。）とし、堅牢かつ防水・耐久性に優れた製品（保護等級ＩＰ44 相当以上）とすること。 使用温度範囲は、-10℃から 40℃とすること。

イ 充電器本体に施錠し、本体内部に容易に触れられない構造とすること。鍵は予備２本を付属すること。

ウ 充電用リードケーブル付き充電コネクタは、ケーブル長を５ｍから７ｍとし、容易な操作で脱着可能な形であること。

（３）基本仕様

ア　定格入力：単相　ＡＣ200Ｖ、60Ｈｚ

イ　定格出力：5ｋW以上

ウ　連続定格電流：ＡＣ30Ａ及びＡＣ16Ａ程度

エ　充電コネクタ：ＩＥＣ62196-2 準拠、ＰＳＥ対応

オ　基本機能：ＪＡＲＩ　Ａ 0101:2014 0201:2014 適合

カ　騒音は、機器中心から１ｍ、地上１ｍの位置において、65ｄＢ以下であること。

キ　充電器の入出力回路には、開閉機能（もしくはヒューズ）、漏電遮断器機能、異常を検知した場合は直ちに回路遮断を行い、適正かつ安全な充電が行われるための制御機能を有すること。

ク　操作部分には、充電開始ボタン、停止ボタン、非常停止ボタン等を具備し、取り扱いがしやすい表示を行うこと。

ケ　充電器及び電気工事・材料は以下の規格に準拠していること。

- 電気設備技術基準
- 日本産業規格（ＪＩＳ）
- 電気規格調査会規格（ＪＥＣ）
- 日本電機工業会規格（ＪEM）

（４）設置後の調整及び技術指導

設置完了後、機器の調整、試運転、操作の説明等必要な技術指導を本町職員に実施すること。

機器の調整では、出力を制限しないこと。

２．提出書類等

（１）作成図

契約後、機器の仕様に関する詳細資料（製作図）を提出し、調達前に本町の承諾を得ること。

（２）工場製品検査結果報告書

納入前に、工場製品検査の結果報告書を提出すること。

（３）保守管理書類

機器の取扱い説明書及び日常保守管理基準、定期点検基準等を提出すること。

（４）完成図書

納品完了時に完成書類として完成図書（機器仕様書、工場製品検査結果報告書、現場試験成績書、取扱い説明書、保守点検基準、製品保証書、メンテナンス体制に関する資料）を紙面及び電子データ（ＰＤＦやＣＡＤ等）を記録した電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を各２部（正副１部ずつ）提出すること。

３．検査

（１）完成検査として、本町が実施する総合的な検査を行い、その結果不具合と認められた箇所については、直ちに修正又は取替えの上、再検査を受けるものとする。

４．保証等

保守管理に応じる体制を整えるとともに、障害発生時には速やかに対応すること。故意又は重過失によるものを除き、設置後１年間は保証期間とする。ただし、自然災害その他不可抗力に起因するものについては、この限りでない。なお、保証期間経過後であっても、隠れた瑕疵を発見した場合には、無償で修理もしくは現品の交換を行うこと。

なお、保証期間後の取扱いについては、発注者と別途協議の上、決定するものとする。

５．問合せ先

度会町 総務課 財政係

住　所：〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215-1

電　話：0596-62-1111／ＦＡＸ：0596-62-1647／E-mail：zaisei@town.watarai.lg.jp

６．一般事項

（１）物品の設置にあたっては安全、保安、設置施設の機能上の問題を生じないよう作業を行うこと。また、耐候性、防火に配慮した材料を使用すること。

（２）仕様書および特記仕様書は、概要を示したものであり、記載されていない事項であっても機能上必要なものは含まれるものとする。

（３）充電器を設置する際の基礎工事、電源ケーブルの配線工事については、現地状況（ユーザー導線、周囲の建築物などの設置）を考慮して決定すること。

（４）緊急連絡体制が確立されていること。

７．その他

（１）質問については質疑書によるものとすること。

（２）仕様書等に疑義が生じた場合、本町と協議し、その決定に従うこと。

（３）工事の施工前にあらかじめ施工計画、工程表を作成し、本町の承認を得て着手すること。

（４）工事の施工にあたっては、十分な保全区域を設けて、工事関係者及び通行人等の安全確保すること。